

伊予市公告第37号

森林経営管理法に基づく経営管理権集積計画に関する公告について

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

令和6年7月31日

伊予市長 武・智 邦典



1 経営管理権集積計画の対象森林

別紙のとおり

2 縦覧場所

伊予市産業建設部農林水産課窓口、伊予市ホームページ

3 本公告により、伊予市に経営管理権が、森林所有者に経営管理収益権がそれぞれ設定される。

以上

別紙（経営管理権集積計画の対象森林）

整理番号	集積対象森林 所在・地番	林班	小班	枝番	登記地目	面積（㎡）	経営管理権の 存続期間	備考
集R6伊1	双海町串字クロイワ乙2957-48	370	254	0	山林	5,840	公告の日から2034年3月31日まで	
	双海町串字クロイワ乙2957-104	370	292	0	山林	4,637		